

掛川市条例第7号

掛川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭的保育事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に規定する基準とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。